諮問番号：平成２９年度諮問第５２号

答申番号：令和元年度答申第５号

答　申　書

**第１ 審査会の結論**

　大阪府知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成２９年４月２８日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２ 審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

平成２９年２月○日に○○○病院で受診した診断書を確認したら、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）のＩＱ値が前回の診断結果より数値が下がっている。また、年齢を重ねる毎に習熟力や運動能力において同年代の児童との差が今までよりも表れており、同一作業の集中力も欠如している。

以上の点から、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

　　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３ 審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　　本件審査請求は棄却が妥当である。

２　審理員意見書の理由

（１）審査請求人が有期再認定請求の際に処分庁に提出した平成２９年３月１日付け特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）において、⑦知能障害等の１知的障害においては、「知能指数又は発達指数ＩＱ○○」と記載されている。また、⑬日常生活能力の程度においては、すべての項目において「自立」やそれに相当するものと診断されており、⑭要注意度においても「３　ほとんど必要ない」と診断されている。さらに⑮医学的総合判定においては、「境界域発達遅滞で学習に支援を要する。」と記載されている。本件診断書の記載内容と特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について（昭和５０年９月５日付け児発第５７６号厚生省児童家庭局長通知）の別添１特別児童扶養手当障害程度認定基準（以下「障害程度認定基準」という。）を照らし合わせると、「知能指数又は発達指数ＩＱ○○」であり、２級相当には該当せず、日常生活における援助も自立しており、ほとんど必要ないと診断されているため、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和５０年政令第２０７号。（以下「令」という。））別表第三に定める障害等級の２級の基準に該当しているとは言えない。

（２）審査請求人は審査請求書において、本件児童の障害状態を述べているが、本件診断書においては、そのことを読み取れるような記載はなく、本件児童の障害の状態は２級の要件を満たしておらず、本件診断書をもって判定医の審査判定に基づいた本件児童の障害の状態が２級に該当しないとして行った本件処分は、違法又は不当なものであるということはできない。

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４ 調査審議の経過**

　平成３０年２月２２日　　　諮問書の受領

　平成３０年２月２６日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：３月１４日

口頭意見陳述申立期限：３月１４日

　平成３０年３月２日　　　　第１回審議

　平成３０年３月２３日　　　審査庁から主張書面を受領（本件児童に係る平成２７年５月○○日付け特別児童扶養手当認定診断書。以下「２７年診断書」という。）

　　　　第２回審議

　平成３０年５月９日　　　　第３回審議

　平成３０年５月１８日　　　第４回審議

　平成３１年３月２５日　　　第５回審議

　平成３１年４月１８日　　　第６回審議

　令和元年５月３０日　　　　第７回審議

**第５ 審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）特別児童扶養手当等の支給に関する法律

第２条　この法律において「障害児」とは、２０歳未満であつて、第５項　　に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

２－４　（略）

５　障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから１級及び２級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

（２）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

第１条　（略）

２　（略）

３　法第２条第５項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第三に定めるとおりとする。

別表第三（第１条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　級 | 一－十一 | （略） |
| ２　級 | 一－十五十六十七 | （略）精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの（略） |

（３）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について（抜粋）

別紙　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領

１　この要領は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（中略）別表第三に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであること。

２　障害の認定については、次によること。

(1)法第２条第１項にいう「障害の状態」とは、精神又は身体に令別表第三に該当する程度の障害があり、障害の原因となった傷病がなおった状態又は症状が固定した状態をいうものであること。なお、「傷病がなおった」については、器質的欠損若しくは変形又は後遺症を残していても、医学的にその傷病がなおれば、そのときをもって「なおった」ものとし、「症状が固定した」については、症状が安定するか若しくは回復する可能性が少なくなったとき又は傷病にかかわりなく障害の状態が固定したときをいうものであり、慢性疾患等で障害の原因となった傷病がなおらないものについては、その症状が安静を必要とし、当該医療効果が少なくなったときをいうものであること。

(6)各傷病についての障害の認定は、別添１「障害程度認定基準」により　　行うこと。(後略)

　 ３　障害の状態を審査する医師について

(1)都道府県又は指定都市においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこと。

 別添１　特別児童扶養手当　障害程度認定基準

　 第７節　精神の障害

　　精神の障害による障害の程度は、次により認定する。

　１　認定基準

精神の障害については、次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 障害の程度 | 障害の状態 |
| １級 | （略） |
| ２級 | 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの |

　　 　　　（後略）

２　認定要領

　　精神の障害は、「総合失調症、総合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分する。（後略）

　　　　Ｄ　知的障害

(1)知的障害とは、知的機能の障害が発達期（おおむね１８歳まで）にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいう。

(2)各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとお　りである。

|  |  |
| --- | --- |
| 障害の程度 | 障害の状態 |
| １級 | （略） |
| ２級 | 知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの　 |

　　　　　　　　なお、この場合における１級と２級の程度を例示すれば、標準化された知能検査による知能指数がおおむね３５以下のものが１級に、おおむね５０以下のものが２級に相当すると考えられる。

(3)知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。（中略）

(4)日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録等）及び２７年診断書によれば、以下の事実が認められる。

（１）本件診断書によれば、障害の状態（平成２９年２月○日現症）の⑦知能障害等の欄に、「１知的障害　知能指数又は発達指数「ＩＱ　○○」、テスト方式　「ＷＩＳＣ－Ⅳ」、判定年月日　「平成２８年１２月○○日」」と記載がある。また、その状態について程度・症状・処方薬等を具体的に記載する欄には、「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」と記載されている。

（２）本件診断書によれば、⑬日常生活能力の程度について、「１食事　「自立」、２洗面　「自立」、３排泄　「自立」、４衣服　「自立」、５入浴　「自立」、６　危険物「大体わかる」、７睡眠　「問題なし」」と記載されている。

（３）本件診断書によれば、⑭要注意度について、「ほとんど必要ない」と記載されている。

（４）２７年診断書によれば、障害の状態（平成２７年５月○○日現症）の⑦知能障害等の欄に、「１知的障害　知能指数又は発達指数「ＩＱ　 ○○」、テスト方式　「ＷＩＳＣⅣ」、判定　「軽度」、判定年月日　「平成２７年４月○○日」」と記載がある。また、その状態について程度・症状・処方薬等を具体的に記載する欄には、「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」と記載されている。

（５）２７年診断書によれば、⑬日常生活能力の程度について、「１食事　「半介助」、２洗面　「半介助」、３排泄　「自立」、４衣服　「自立」、５入浴　「半介助」、６危険物　「特定の物、場所はわかる」、７睡眠　「問題なし」」と記載されている。また、その内容を具体的に記載する欄に「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」と記載されている。

（６）２７年診断書によれば、⑭要注意度について、「随時一応の注意を必要とする」と記載されている。

３　判断

障害程度認定基準において、①障害の程度が２級に相当するものとして、標準化された知能検査による知能指数がおおむね５０以下のものが例示されている。②また、知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断すると示されている。

本件についてみると、①本件診断書における知能検査による知能指数は○○であり、障害程度認定基準において２級に相当するものとして例示されているおおむね５０以下に該当していない。②また、本件児童の「日常生活の能力程度」について２７年診断書と本件診断書を比較すると、３つの項目が「半介助」から「自立」へ、危険物については「特定の物、場所はわかる」から「大体わかる」へ、「要注意度」については、「随時一応の注意を必要とする」から「ほとんど必要ない」へ診断内容が変更されていることが確認でき、「日常生活の程度」についても本件診断書作成時には２７年診断書作成時よりは援助の必要度の程度が軽減していることが推測できる。

これらの事実から、本件処分の基礎とされた本件診断書の作成時点において、本件児童の障害の状態は上記第５の１の法令等の規定の基準を満たしていないものとして、令別表第三に定める障害等級の１級及び２級のいずれにも該当しないと判定した本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第４部会

委員（部会長）松村　信夫

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　崇